

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月10日
【会社名】	株式会社和心
【英訳名】	Wagokoro co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 森 智宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号
【電話番号】	050-5243-3871
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮原 優
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号
【電話番号】	050-5243-3871
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮原 優
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 134,908,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年7月10日付で第1四半期報告書を提出したことに伴い、2020年6月30日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を組込情報に追加し、必要な修正をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

#### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日（2020年6月30日）までの間において追加すべき事項が生じております。当該追加箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本届出書提出日（2020年6月30日）現在において変更の必要はないと判断しております。

<中略>

#### 2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第17期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年6月30日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<中略>

#### 3．最近の業績の概要

<中略>

#### 4．セグメント情報等

<後略>

（訂正後）

#### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本届出書の訂正届出書提出日（2020年7月10日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本届出書の訂正届出書提出日（2020年7月10日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

<中略>

#### 2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月10日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<中略>

#### 「3．最近の業績の概要」の全文削除

#### 「4．セグメント情報等」の全文削除

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年3月31日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年3月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第1四半期)	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	2020年7月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月10日

株式会社和心  
取締役会 御中

監査法人 銀河

代 表 社 員	公認会計士	木 下 均
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公認会計士	柄 澤 明
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社和心の2020年1月1日から2020年12月31日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社和心の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府より緊急事態宣言が発令された2020年4月7日以降、店舗の臨時休業及び営業時間の短縮を行っている。この影響により、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があるが、影響額については提出日現在において合理的に算出することが困難である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

会社の2019年12月31日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2019年5月15日付で無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2020年3月27日付で無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。